

平成27年度 第2回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成28年 2月 4日(木) 14:00~16:00 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭(副委員長) 鈴木 秀幸	
審議対象期間	平成27年4月1日 ~ 平成27年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	審議事項 (1)平成27年度上半期の入札・契約結果について (2)定例報告(平成27年度上半期) ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について (4)その他
制限付一般競争入札	1件	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>○平成27年度上半期入札・契約結果について</p> <p>1. 随意契約3件分の工事の内容は？</p> <p>入札ではなく随意契約として発注した理由は？</p> <p>早い段階で施工の有無を把握することはできないのか？</p> <p>今後ポンプの設置工事は全て、随意契約となるのか？</p> <p>新築の場合、期間に余裕があるのでは？</p>	<p>それぞれ 「橋本市公共下水道 下兵庫低部敷地汚水ポンプ設置工事」 「橋本市公共下水道 神野々低部敷地汚水ポンプ設置工事」 「橋本市公共下水道 妻低部敷地汚水ポンプ設置工事」 であり、いずれも下水道管より低い敷地に居住している個人宅が排出する汚水を下水道管への流入を可能にするために、宅内に排水ポンプを設置する工事です。</p> <p>家屋の改修、浄化槽の老朽化・破損等の理由で、迅速な公共下水道への接続の要望がある中、入札での発注となると施工業者を決定するまでに時間を要するため、随意契約としました。</p> <p>要望があつてから、発注するため困難です。</p> <p>期間に猶予があれば、入札として発注します。</p> <p>新築の場合は、宅内汚水ポンプ設置補助の対象とはならないと要綱で規定されています。</p>
<p>○定例報告(平成27年度上半期)</p> <p>1. 旧紀伊丹生川ダム関連事業は多数あるのか？</p> <p>この工事で事業は終わりなのか？</p> <p>2. 「橋本こども園新築工事」と「(仮称)山田地区公民館新築 建築工事」の入札は、同時期であったのか？</p> <p>両案件とも指名競争入札として発注したのか？</p> <p>入札参加業者の重複はあるのか？</p> <p>前施工業者との契約を解除した時期は違うのか？</p> <p>解除時期が同じであるのに、入札時期がずれた理由は？</p> <p>橋本こども園の建物の面積等の増減はあったのか？</p> <p>参加業者が重複しているが落札件数の制限は設けていないので、同業者が両案件とも落札することは可能であったのか？</p>	<p>複数あります。 平成19年から23年まで5年間実施された事業ですが、「市道南宿線道路改良工事」のみ期間内に発注できませんでした。事業の一環であるため、「旧紀伊丹生川ダム関連事業 市道南宿線道路改良工事」という名称で発注しました。</p> <p>はい、その通りです。</p> <p>前者の入札日は平成27年5月18日、契約日が平成27年5月27日で、後者の入札日は平成27年6月12日、契約日が平成27年6月22日であり、約1ヶ月時期のずれがあります。</p> <p>はい、その通りです。</p> <p>市内業者は7者、市外業者は1者重複しています。</p> <p>両案件とも平成27年2月27日付けで解除しています。</p> <p>精算するための出来形の調査、残工事の設計の見直し、内容の変更等を橋本こども園から行ったため、発注時期に約1ヶ月のずれが生じました。</p> <p>ありませんでした。</p> <p>はい、その通りです。今回は結果的にそれぞれ異なる業者が落札しました。</p>
<p>○抽出事案について</p> <p>【制限付一般競争入札】</p> <p>『橋本小中学校第2体育館等建設(設計・監理・施工)工事』</p> <p>1. 設計・監理・施工を一体化した理由は？</p> <p>2. 建物はプレハブであるのか？</p> <p>坪単価はいくらであるのか？</p> <p>3. 恒久的な施設であるのか？</p> <p>どの程度の規模であるのか？</p>	<p>設計を行い、工事を発注する通常的方式では平成28年4月1日からの供用開始に間に合わないためです。</p> <p>はい、その通りです。</p> <p>請負金額で算定すると1坪約83万円であり、トイレ等設備を含んだ金額です。</p> <p>はい、その通りです。</p> <p>既設の体育館の約3分の1から半分程度です。</p>

意見・質問	回答
<p>【工事希望型競争入札(水道業務課)】 『第5次拡張事業 紀の川右岸送水管(市脇工区)布設工事』 1. 管路の布設経路が直線ではなく、迂回している理由は？</p>	<p>京奈和道路及び側道の下にある道路に埋設しているためです。京奈和道路の側道や橋に直接送水管を添架するよりも、下の道路に埋設する方が、迂回する必要が生じ布設距離は長くなりますが、工事費が安くなります。</p>
<p>【工事希望型競争入札】 『旧紀伊丹生川ダム関連事業 市道南宿線道路改良工事』 1. 具体的な事業内容は？</p> <p>この工事は旧紀伊丹生川ダム関連事業に含まれていたのか？</p>	<p>旧まちづくり交付金等を活用し、温浴施設の建設、道路の整備等を実施するという内容です。</p> <p>平成19年から平成23年までの間における事業でしたが、この工事については工法の検討等に時間を要し、平成27年度に発注しました。</p> <p>含まれていましたが、事業期間内に発注することができませんでした。</p>
<p>【指名競争入札】 『あやの台小学校太陽光発電設備設置工事』 1. この工事を発注した理由は？</p> <p>売電はするのか？</p> <p>2. 太陽光発電設備は、使用電気の内どの程度発電できるのか？</p> <p>パネルの枚数は？</p> <p>配線関係の設置も完了しているのか？</p> <p>蓄電容量は？</p> <p>その容量で災害時における電力供給は、どの程度可能なのか？</p>	<p>この事業の目的は、市内にある災害時の避難拠点に再生化エネルギー設備を設置することにより、緊急時の対応を可能にするためです。</p> <p>あやの台小学校は避難拠点の一つであり、ソーラーパネルにより発電したものを災害時のために蓄電し、余剰分は日常使用します。</p> <p>売電はしません。</p> <p>パネルの発電能力が11kwであり、平成27年11月以降の統計を見ると、発電量は1ヶ月740～750kwとなっています。学校全体で1ヶ月あたり約7,300kw使用するので、約1割です。</p> <p>48枚あります。一枚あたりの大きさは一般家庭のパネルと同程度であり、総面積は約60m²です。</p> <p>完了しています。</p> <p>最大15kwhの蓄電が可能で、常時蓄電されています。</p> <p>避難所である体育館に一日供給できます。災害時の夜に電気を供給し、その翌日に発電した電力を翌晩に使用します。</p>
<p>【随意契約】 『橋本市公共下水道 下兵庫低部敷地汚水ポンプ設置工事』 1. ポンプの設置工事は、しばしば発注するのか？</p> <p>2. 下水道本管はどこにあるのか？</p> <p>3. 市の下水道布設の進捗状況は？</p>	<p>はい、平成27年度上半期においては3件ありました。</p> <p>JR和歌山線を越えた場所から枝管により本工事施工箇所までつながっています。</p> <p>約55%です。</p>